

ID: 37

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	高根沢町上高根沢地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第8条(指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
例規番号	平成11年条例第7号		
<b>【基準】</b> 第8条の規定による。 (利用料の減免) 第8条 指定管理者は、町長が定める特別な理由があるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日